

# 第3期 北広島町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年度～令和11年度



子どもがたくましく健やかに育つ北広島町をめざして

## KITAHIROSHIMA-CHO

令和7年 3月



## 計画の視点と方向性

北広島町では、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族世帯の増加に伴い、地域コミュニティの希薄化が進み、子育て世帯の子育てに対する孤立感や負担感が増加しています。また、北広島町では女性の就業率が全国及び広島県と比較して高いことから、各子育て世帯のニーズに応じた更なる子育て支援施策の推進と提供体制の強化が求められます。

子育て支援施策を展開するには、子どもと子育て世帯への様々な視点が必要ですが、これまで、子ども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、助け合いながらともに育つような視点をもって取組を進めてきました。本計画を通して、子育てや子どもの成長を家族と地域で喜びあえる北広島町を目指して、“子どもの最善の利益”が優先される「こどもまんなか社会」の実現と、だれもが安心して子どもを産み育て、子ども自身がたくましく健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

## 計画策定における様々な視点

- “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進
- 幼児教育・保育ニーズの高まりへの対応
- 小学生の放課後健全育成事業等、こどもの居場所づくりの充実
- 育児に不安を抱える保護者への支援と児童虐待の防止
- 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- 外国につながる子ども※への支援・配慮
- 安心・安全な子育て環境の充実
- 子どもの貧困対策

※外国につながる子ども：日本で暮らす外国にルーツを持つ子ども

## 計画の理念と体系

### 基本理念

“ホッと”できる環境で、  
子どもが“すくすく”育つまち

基本目標	基本的な施策
1 安心して子育てできる環境づくり	(1)幼児教育・保育サービスの充実 (2)放課後児童クラブ等こどもの居場所の充実 (3)相談、情報の提供や共有の場の充実 (4)遊び場の充実 (5)子どもの安全の確保 (6)子育ての男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現 (7)少子化対策の推進 など
2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援	(1)母子保健・医療の充実 (2)子どもの貧困対策・子育て世帯への経済的支援 (3)障がい児支援施策・医療的ケア児支援の充実 など
3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり	(1)子どもの人権の尊重と児童虐待の防止 (2)地域や家庭での教育力の向上 (3)学校等での教育の充実 (4)食育の推進 (5)次世代を育む様々な取組 など

## 計画の推進

- 子ども・子育て会議の開催  
子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。
- 庁内及び関係機関との連携  
本計画の推進にあたっては、庁舎内連携はもとより、認定こども園・保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を図ります。
- PDCAサイクルによる検証  
PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることにします。

## 就学前児童への教育・保育事業

◆子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設(確保方策)
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	認定こども園・保育所
3号	0～2歳		認定こども園・保育所・地域型保育事業

◆各認定区分における計画期間内の確保の内容については次の通りです。

(単位:人)

認定区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	現状と方向性
1号認定 (3～5歳)	76	76	76	76	76	令和7年3月末現在、北広島町には認定こども園が7か所あります。認定こども園の幼稚園機能を利用し、今後も適切なサービスの提供に努めます。
2号認定 (3～5歳)	217	217	217	217	217	令和7年3月末現在、北広島町には認定こども園が7か所、保育所が3か所あります。保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。
3号認定 (0歳)	29	29	29	29	29	2号認定同様、保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。
3号認定 (1～2歳)	113	113	113	113	113	

### ◆北広島町の認定こども園・保育所マップ



## 北広島町子育て世代包括支援センター ネウボラきたひろしま「てごてご」

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことを目的とし、平成30(2018)年4月1日に北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を、北広島町役場及び各地域子育て支援センターに開設しました。

『ネウボラきたひろしま「てごてご」』では、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世帯をサポートしています。

ネウボラ  
保健師



役場の関係部署、町内の認定こども園・保育所や学校、医療機関等とのつなぎ役を行い、乳幼児健診等の母子保健事業にも参加します。

ネウボラ  
助産師



妊娠期から子育てをサポートするとともに、各地域の妊婦育児相談や乳児健診に参加し、助産師としての相談やアドバイスをを行います。

ネウボラ  
保育士



子育てに関する相談や子育て支援サービスについての情報提供、認定こども園・保育所の入所相談にも応じます。

# 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業	事業の概要
①時間外保育事業 (延長保育事業)	保育の必要性が認められた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する事業です。
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校に通う児童のうち、保護者が仕事等で昼間家にいない児童を預かり、健全な育成を行う子育て支援であり、町内の設置数は9か所あります。
③子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	ショートステイとは、保護者の疾病や仕事、育児不安や育児疲れ等の場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が平日の夜間や休日に不在であったりその他緊急の場合において、児童を児童養護施設等で保護する事業です。必要に応じて、広域連携で実施します。
④地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。現在北広島町では、各地域(4か所)の子育て支援センターで実施しています。
⑤一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的な預かりや保育等を行う事業です。
⑥病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。現在、北広島町では、病児・病後児保育室「ユウカリ」で実施しています。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子どもの預かりや送迎等の育児の応援を希望する保護者(依頼会員)と、子育てを応援したい方(提供会員)との相互援助の連絡や調整を行う事業です。
⑧利用者支援事業	子どもと保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。北広島町では、北広島町子育て世代包括支援センターニューボラきたひろしま「てごてご」を平成30(2018)年度から開始し、子育てに関する様々な相談や対応、情報提供を行っています。
⑨妊婦健康診査	妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業で、14回分の受診券を配布して健康診査の受診を啓発・推奨しています。
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
⑫子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に不安や負担を抱える妊産婦やヤングケアラー等がいる子育て世帯に対し、ヘルパーの派遣により、家事及び養育に関する支援を行う事業です。
⑬児童育成拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、安心・安全な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供など、こどもの居場所に関する総合的な支援を実施する事業です。
⑭親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。北広島町ではペアレントトレーニング教室を実施しています。
⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の早期発見・早期対応のために、町や地域ネットワークを構成する関係機関の専門性の強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。 北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、引き続き虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。
⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設で必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
⑱妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談、その他の援助を行う事業です。
⑲乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。
⑳産後ケア事業	出産・退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業です。